

固定資産評価・公課証明書、名寄帳兼課税台帳のオンライン申請に係る必要書類一覧表

所有者 区分	納税義務者 との関係性	申請者	申請者の例	申請書以外の必要書類等	備考
個人	本人	-	-	・申請者の本人確認書類	・共有名義の場合は、他の共有構成員の委任は必要ありません。
	代理人	納税管理人	「納税管理人申告書」の提出がある方	・申請者(納税管理人)の本人確認書類	・納税管理人は、納税に関する一切の事項について本人からの委任を受けているものとし、本人と同様として取り扱います。
		成年後見人	-	・登記事項証明書 ・申請者(成年後見人)の本人確認書類	・登記事項証明書は写しの提出で可能です。
		代理人	本人(納税義務者)以外の者で、本人から委任を受けた者	・委任状(納税義務者の直筆、又は押印が必要です) ・代理人(申請者)の本人確認書類 ・ 委任者の本人確認書類	・固定資産税の証明書は、私的財産に関わるため、家族や住民票上の同一世帯員等であっても代理人となり、本人からの委任状が必要となります。
		相続人等	相続人	・戸籍謄本(納税義務者との続柄が確認できるもの) ・除籍謄本(納税義務者がお亡くなりになっていることが確認できるもの) ・申請者(相続人)の本人確認書類	・戸籍謄本及び除籍謄本は、法定相続情報一覧図で代えることが可能です。 ・戸籍謄本、除籍謄本及び法定相続情報一覧図は写しの提出で可能です。 ・当市に「相続人代表者指定(変更)届(兼固定資産現所有者申告書)」をご提出いただいており、相続人代表者(固定資産現所有者)が申請する場合は、戸籍謄本及び除籍謄本の添付は不要です。
			包括受遺者	・遺言書・申請者(相続人)の本人確認書類	・遺言書が公正証書によらない場合は、家庭裁判所の検認(民法第1004条)を受けたものに限りします。
	その他	賦課期日後に固定資産の所有権を取得した者	-	・申請日時時点で所有者であることが確認できる書類(権利証、登記事項証明書、売買契約書等) ・申請者の本人確認書類	
		訴訟関係者等	訴訟当事者	・訴状等 ・申請者の本人確認書類	評価証明書のみ請求可能です。
			弁護士又は司法書士	・統一様式による申請書(弁護士・司法書士の職印があること) ・申請者の本人確認書類	評価証明書のみ請求可能です。
			競売申立者	・競売申立書一式(当事者目録、請求債権目録(不動産競売は、更に担保権・被担保債権目録)、物件目録)又は執行力ある正本の写し(強制競売のみ) ・申請者の本人確認書類	公課証明書のみ請求可能です。
			強制管理申立者	・強制管理申立書一式(当事者目録、請求債権目録、物件目録)及び仮差押命令の正本の写し ・申請者の本人確認書類	公課証明書のみ請求可能です。
		競売物件の競落者	-	・裁判所からの代金納付期限通知書又は売却許可決定通知書 ・申請者の本人確認書類	評価証明書のみ請求可能です。
		税理士	-	・税理士法第30条に定める税務代理の権限を有することを証する書類の写し ・申請者の本人確認書類	・税理士法第30条に定める税務代理の権限を有する場合に限りします。 ・評価証明書のみ請求可能です。
		宅地建物取引業者	-	・媒介契約書(特約事項として評価証明書や公課証明書の取得についての記載があり、かつ媒介契約有効期間内のものに限る) ・申請者の本人確認書類	
		借地人・借家人等	-	・賃貸借契約書や領収書等の当該権利関係を示す書類 ・申請者の本人確認書類	借地人・借家人は、賃借料等の対価を支払って当該権利を取得している者に限りします。
法人	-	代理人	代表者・社員・代理人等	・法人から申請者(代理人)への委任状(法人の代表者印の押印が必須) ・代理人(申請者)の本人確認書類	

※1 代理人が法人の場合は、申請者の本人確認と併せて代理人法人に所属していることが確認できる社員証等もあわせて必要となります。

※2 オンライン申請の場合は、マイナンバーカードによる個人認証を行うことで、本人確認と代えさせていただきます。